

令和5年度鉾田市国民健康保険保健事業実施計画

第1 目的

鉾田市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）」に基づき、鉾田市国民健康保険データヘルス計画に基づいた事業及びその他の保健事業の単年度計画とし、被保険者の健康の保持増進のための必要な事業に関して、地域の特性に応じて効果的かつ効率的に実施することを目的とする。

第2 基本方針

1. 特定健康診査及び特定保健指導の実施

「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条（特定健康診査等実施計画）の規定により策定した「鉾田市特定健康診査等実施計画」に基づき、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。

また、未受診者への対策を実施するとともに、人間ドック健診に要する費用の一部を助成することとし、更なる特定健康診査受診率向上に努める。

2. 健康教育・健康相談等の実施

特定健康診査等の結果を踏まえ、地域の特性に配慮した健康教育や健康教室、個々の被保険者の生活習慣等の特性に応じたきめこまかい健康相談、重症化予防のための保健指導、その他被保険者の健康の保持増進、医療費の適正化のために必要な事業を実施する。

3. 疾病予防事業の実施

被保険者の疾病予防及び早期発見を目的とし、脳ドック健診に要する費用の一部を助成することにより、被保険者の健康維持増進を図るとともに、循環器系に関する疾病の予防に寄与する。

さらに、特定健康診査に要する費用を新規対象者に助成することにより、健診への意識の高揚と受診の促進を図る。

第3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

1. 特定健康診査及び特定保健指導の実施

(1) 特定健康診査事業

「鉾田市特定健康診査等実施計画」に基づき、内臓脂肪症候群に着目した健康診査を実施することで、疾病の早期発見及び生活習慣病予防に努める。また、リスクが高いと認められた者については、その後の特定保健指導へつなげる。

〈対象者〉 40歳以上の被保険者

〈実施方法〉 以下の方法いずれかにより受診していただく。

- ・ 集団健診：各保健センターで春と秋に期間を設けて実施
(自己負担：500円)
- ・ 個別健診：契約医療機関で被保険者が個々に受診
(自己負担：1,000円)
- ・ かかりつけ医による情報提供制度の利用
(自己負担：なし)
- ・ 人間ドック及び一般脳ドック健診内での実施
(自己負担：各医療機関による)

〈評価指標〉 法定報告による特定健康診査受診率 60%

(2) 特定保健指導事業

「鉾田市特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査の結果により指導対象者となった者に対して生活習慣改善の助言を行い、疾病予防を支援する。

〈対象者〉 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要があると認められる者（糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者は除く）

- 〈実施方法〉
- ・ 健診結果説明会を開催する。
 - ・ 保健師、管理栄養士等による対面または架電による指導を実施する。
 - ・ 健診結果をもとに階層化した対象者に個別の通知を送付する。
 - ・ 血液検査による効果検証を実施する。

〈評価指標〉 法定報告による特定保健指導実施率 60%

(3) 特定健康診査未受診者対策事業

特定健康診査の受診勧奨や周知、啓発をすることで、受診率の向上と、被保険者の健康意識の高揚を図る。

- 〈対象者〉 ① 40歳以上の銚田市国民健康保険被保険者
② 令和5年度に特定健康診査を受診していない者
③ かかりつけ医において特定健康診査同等の検査をしている者
- 〈実施方法〉 ① 特性に合わせた受診勧奨文書や受診券を送付する。
② かかりつけ医による情報提供制度の利用の勧奨通知を送付する。
- 〈評価指標〉 経年未受診者からの新規受診者数 80人

(4) 人間ドック健康診査費用助成事業

人間ドック健診費用の一部を助成することで、被保険者の健康保持増進を図るとともに、総合的な疾病の予防及び特定健康診査の推進に寄与する。

- 〈対象者〉 以下の条件をすべて満たすもの
・40歳以上の被保険者
・申込時に国民健康保険税に未納のない世帯
- 〈実施方法〉 契約医療機関において6月から実施
【助成金額】15,000円
- 〈評価指標〉 人間ドック健診費用助成人数 200人

2. 健康教育・健康相談等の実施

(1) 生活習慣病重症化予防事業

特定健康診査の結果、その結果に異常値があるにも関わらず医療機関受診が確認できない対象者及びかつて生活習慣病で定期受診をしていたが、その後受診を中断した対象者を特定し、適正な医療機関受診の勧奨を実施する。

- 〈対象者〉
- ① 令和4年度に受診した特定健診健康診査で医療機関受診勧奨判定値を超えていた者のうち、健診受診月以降、生活習慣病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症)での医療機関受診が確認できない者
 - ② 生活習慣病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症)で受診歴が過去にある者のうち、最後の受診から一定期間を超えて受診が確認できない者

〈実施方法〉 診療報酬明細書の分析により対象者を選定し、医療機関への受診勧奨通知を送付する。

〈評価指標〉 対象者への勧奨通知の発送率 100%

(2) 糖尿病性腎症重症化予防事業

かかりつけ医の指導確認の下、生活習慣から起こる疾患について、その発症や進行を未然に予防するための正しい知識の提供、被保険者が抱える個々の健康課題についての相談の場を設け、専門職による適切な指導を実施する。

〈対象者〉 特定健康診査結果より生活習慣病のリスクが高いと認められた者

〈実施方法〉

- ・生活習慣病予防教室を開催し、専門職による指導及び相談を実施する。
- ・血液検査による効果検証を実施し、対象者に結果をフィードバックする。

〈評価指標〉 指導完了者(生活習慣病予防教室参加者)の検査値改善率 70%

(3) ロコモティブシンドローム予防事業

要介護状態の予防のため、ロコモティブシンドロームを啓発し、予防のための意識づけを実施する。

- 〈対象者〉 40歳以上70歳未満の被保険者
- 〈実施方法〉
 - ・筋力向上をめざした健康教室を開催する。
 - ・健康教室の開催に際して通知の送付、チラシの配布を実施する。
- 〈評価指標〉 健康教室の参加者数 24人

(4) 受診行動適正化指導事業

同一疾病での重複受診や頻回受診者、柔道整復療養費の多部位・長期の受診者に対し、医療機関への適正な受診行動に導く指導を実施する。

- 〈対象者〉 診療報酬明細書等から一定の基準により重複・頻回受診の傾向があると認められた者
- 〈実施方法〉 訪問による対面指導を実施する。
- 〈評価指標〉 指導完了者の受診行動適正 50%（指導後の医療機関受診状況を確認する。）

(5) 医療費適正化事業

被保険者に受診及び処方実態を知らせること、またジェネリック医薬品の利用促進をすることで受診及び医療費の適正化を図る。

- 〈対象者〉
 - ①医療機関を受診した被保険者
 - ②全被保険者
 - ③ジェネリック医薬品を利用することで医療費の抑制が見込まれる者
- 〈実施方法〉
 - ①医療機関名や費用額等が記載された医療費通知を年2回送付する。
 - ②ジェネリック医薬品希望カード付きの啓発パンフレットを配布する。
 - ③ジェネリック医薬品差額通知を送付する。
- 〈評価指標〉
 - ・対象者への医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知の発送率 100%
 - ・ジェネリック医薬品の普及率 80%（数量ベース利用率）

(6) 国保制度普及啓発事業

被保険者に国民健康保険制度を普及させることにより、総合的に健康への意識付けや保健事業内容の周知を図る。

〈対象者〉 全被保険者

〈実施方法〉 国保制度啓発パンフレットを作成し、被保険者証更新時や新規加入時に配付する。

〈評価指標〉 被保険者証更新時の国保制度啓発パンフレット配布率 100%

3. 疾病予防事業の実施

(1) 脳ドック健康診査費用助成事業

脳ドック健診費用の一部を助成することで、被保険者の健康保持増進を図るとともに、循環器系に関する疾病の予防に寄与する。また、特定健康診査も併せて受診してもらうことで、特定健康診査受診率の向上を図る。

〈対象者〉 以下の条件をすべて満たすもの

- ・40歳以上の被保険者
- ・申込時に国民健康保険税に未納のない世帯
- ・過去2か年度において本事業の助成を受けていない者

〈実施方法〉 契約医療機関において6月から実施

健診内容

①簡易脳ドック健診（特定健康診査受診者）

【検査項目】 頭部MRI・MRA（頸部MRI・MRA、頸部超音波検査を追加可能）

【助成金額】 健診費用の7割（上限20,000円）

②一般脳ドック健診（特定健康診査未受診者）

【検査項目】 頭部MRI・MRA、特定健康診査項目（その他項目追加可能）

【助成金額】 20,000円

〈評価指標〉 脳ドック健診費用助成人数 100人

(2) 特定健康診査費用助成事業

特定健康診査において、新規対象者である40歳年齢到達者に対して費用を助成することにより、健康への意識の高揚と健診受診の促進を図る。

〈対象者〉 令和5年4月1日時点で満40歳の被保険者

〈実施方法〉 対象者に集団健診及び個別健診で利用可能な無料受診券を交付する。

【助成金額】 集団健診：500円、個別健診1,000円

〈評価指標〉 対象者（令和5年4月1日時点）への医療機関健診無料受診券の交付率100%

第4 推進体制

